

# 専利審査業務「十二五」計画

(2011—2015年)

2011年5月23日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 「専利審査業務「十二五」計画（2011—2015年）」の配布 についての通達

局機関各部門、専利局各部門、局の各直属機構、各社会团体：

「専利審査業務「十二五」計画（2011—2015年）」を配布し、実状に合わせ、真剣に徹底的に実行する。

以上をもって通達する。

中華人民共和国国家知識産権局

二〇一一年五月二十三日

# 専利審査業務「十二五」計画

(2011—2015 年)

## 目 録

### 一、序 言

### 二、指導方針及び目標・任務

#### (一) 指導方針

#### (二) 目標・任務

### 三、主な措置

#### (一) 専利審査能力を大きく向上させること

#### (二) 専利審査基準をより完備すること

#### (三) 専利審査の品質改善を継続すること

#### (四) 専利審査の社会サービスと宣伝を強化すること

#### (五) 審査業務の国際的影響力を持続的に増強すること

#### (六) 学術研究のレベル向上に注力すること

#### (七) 審査業務マネジメント力及び審査文化の構築を展開すること

#### (八) 人材育成を全面的に強化すること

### 四、基礎条件の保障

#### (一) 財力資源の保障水準を向上すること

(二) 専利審査用インフラ建設に努めること

(三) 専利審査業務情報化を安定して推進すること

## 五、手配・実施

(一) 計画実施の手配・指導の強化

(二) 計画実施のロードマップの策定

(三) 計画実施の監督・評価及び動態の調整に努めること

## 一、序言

「十二五」期間、わが国は科学的発展をテーマに、経済発展方式の転換の加速を主軸として、国民経済の持続可能な発展の長期安定化を図る。これを背景とした専利審査業務は、「全国専利事業発展戦略（2011—2020年）」に定めた任務・措置及び「国家知識産権事業発展「十二五」計画」の各項目の要求に従い、五年先の発展に関する考え方を明確にした上で、全体の配置に努めることとする。

「十一五」期間を顧みると、専利審査業務の成果は著しいものであった。専利出願件数が急増していく中、三種類の専利の審査期間は安定していながらも短縮されている。特許出願の実体審査期間は24ヶ月前後に安定しており、実用新案出願の審査終了期間と意匠出願の審査終了期間はそれぞれ「十一五」初期の9ヶ月と6ヶ月から、4ヶ月前後と3ヶ月前後まで短縮された。五年間において審査を終了した特許出願は76万件、実用新案出願は119万件、そして意匠出願は138万件で、いずれも「十五」期間の審査終了件数の3倍近くとなった。2010年に完了した特許出願審査は24万件、実用新案及び意匠出願の審査は39万件と44万件で、三種類の専利の審査能力が「十五」末期の3.2倍、3.8倍と4.2倍となっている。専利審査品質管理システムが整備されており、審査の品質が明らかに改善され、社会満足度が徐々に高まった。専利審査基準が整備されており、専利の審査フローにおいて全プロセスの電子化が実現され、

審査業務は情報化・緻密化の軌道に乗った運営管理となり、学術研究に著しい進歩が見られている。審査リソースに基づく検索調査能力及び専利分析能力は一段と向上している。専利審査業務の国際交流がより活発になり、国際的影響力が高まってきている。人材は速やかに拡大され、「十一五」期間中に審査官 3,477 人を採用し、2010 年には審査官は 5,525 名の規模になり、高レベルの人材を養成している。資力・物力の保障により、専利審査作業が円滑に展開するよう支えられてきた。向上しつつある専利審査の総合力は社会各層からも大きく是認され、今後の専利事業を発展させる確固とした基盤となった。

将来の一定期間に目を向けると、経済のグローバル化が深く進展し、知識経済が盛んとなり、とりわけポスト金融危機において専利は国の発展上の戦略的リソース及び国際競争の中核的な要素となりつつある。各国とも専利制度の価値・機能の十分な発揮、そして専利制度の適切な調整をより一層重視しており、専利審査業務の国際協力の重要性が更に増してきた。新規な産業構造の調整が進む国内では、経済発展方式の転換の加速及びイノベーション型国家構築の背景のもと、国家知的財産権戦略の全面的な推進が加速し、各領域でのイノベーション力が大幅に向上し、社会全体の専利意識がこれまでにないほど強化されていく。この先五年間の三種類の専利の年間平均増加率は 15% 以上、2015 年には特許出願は 75 万件前後、実用新案出願は 90 万件前後、意匠出願は 85 万件前後、国際特許出願は 5 万件前後の見通しである。

専利審査・許可能力を強化し、専利審査に努めることは、専利の創造・活用・保護・管理を効果的に促進するポイントである。イノベーションの主体は、専利制度の運用効率をより高くするよう求めており、有力な知識産権局の構築が引き続き深まっていく中、専利審査業務は更に厳しい挑戦に直面するものと予想される。その一は、急増する専利審査の業務負担と相対的に限定される審査業務の人的資源との矛盾が長期に亘って存在すること。審査業務負担の増加を測定した結果、「十二五」期間中、4000 人前後の審査要員の不足があると予想されており、審査の人的資源の開発は最優先課題となる。その二は、イノベーション主体が審査効率の向上、審査の質の改善をより強く期待していること。その三は、社会・経済の発展に伴い、専利審査業務への需要が多様化しており、当局としては専門上の優位性を十分に発揮し、重点産業と各

種団体に対して、強い指導性、良い即応性を有するサポートやサービスを提供する必要があること。その四は、審査業務の管理内容がますます幅広く、複雑になり、管理制度の一層の健全化、管理手法の一層の科学化、学術研究の一層の支持力が求められていること。その五は、当局が専利審査業務の国際協力の重要な参加者となっており、審査業務の国際事務への関与を早期に増強し、国際的影響力の向上を図る必要があること。

「十二五」時期は、専利審査総合能力を築く上でカギとなる時期であり、専利審査業務が全面的に発展する大切なステージでもある。発展のチャンスをしっかり掴み、中心となる業務を取り組みながら、国内外からの挑戦に積極的に対応し、専利審査業務の新たな局面を切り開き、専利事業の科学的発展のための有力な支援を提供する必要がある。

## 二、指導方針と目標任務

### (一) 指導方針

鄧小平理論や「三つの代表」の重要思想に導かれ、科学的発展観を掘り下げて徹底的に実行し、国家知的財産権戦略の実施及び世界的に有力な知識産権局の構築という二大任務に緊密に取り組みながら、「開放・融合、統合・配慮、イノベーション・発展」という考えを堅持し、専利審査業務の全面的な協調と持続可能な発展を実現していく。

一 開放・融合。専利審査業務の社会・経済の発展に対する促進作用を、専利審査業務の根本的なよりどころ及び最終的な足掛かりとする。開放的な姿勢、広い視野、実務重視とした態度で、専利審査業務と現段階の社会・経済の発展との融合を強化する。マクロなレベルでは国の経済・科学技術政策と連結し、専利制度の機能が十分に発揮できるようにする。ミドルなレベルでは産業の発展をサポートし、産業界としてのイノベーション力向上の要求に一層適合する作業内容と方式とする。ミクロなレベ

ルでは専利審査の一層の客観性、公正性、的確性、適時性を図り、イノベーション主体の合理的な需要への対応を示す。

― 統合・配慮。統合と配慮を、専利審査業務の効率的運営、調和的発展を推し進める根本的な方法とする。統合的な業務配置を強化し、関連制度やスキームの整備に注力し、各種政策と各作業との統合性・調和性を強化し、専利出願件数と専利出願の質との関係を積極的に導き、審査速度と審査品質との関係を適正に対処し、審査の中核的業務と社会へのサービス提供との関係をバランスさせ、調和的で均衡した秩序ある発展構造に努める。

― イノベーション・発展。イノベーション・革新を、専利審査業務の持続可能な発展を推し進める根本的な原動力とする。革新的な思考で作業内容を拡張し、作業方法を充実させ、作業効率と能力を高めて、専利審査業務の社会・経済の発展への寄与度を強める。審査業務管理制度とスキームの革新、専利審査の作業パターンの最適化、審査管理手段の改善、審査文化の構築強化、審査のソフト・パワーの向上に努める。審査リソースを積極的に開拓し、リソースの利用効率を高め、基礎条件の保障に努め、専利審査業務の良好な発展に繋がるモーメントを全面的に向上させる。

## (二) 目標・任務

### 1. 全体の目標

経済・社会の発展ニーズを方向性として、審査効率を高めていながら、審査の品質を改善し、審査サービスの提供を強化する。「十二五」期末には、専利審査の総合能力において世界の主要な知識産権局の先進的レベルに到達し、全国専利事業発展戦略の目標の実現を強力にサポートし、専利の創造・活用・保護・管理過程において基盤的な支持作用を発揮して、審査業務の国際的影響力が著しく向上する。

### 2. 主な任務

― 審査規模が増長し続けること。専利審査能力を増強し続け、審査効率を高める。五年間において終了する特許出願は 185 万件前後、実用新案出願は 320 万件前後、

意匠出願は 300 万件前後とする。2015 年には、特許に対する年間審査能力として最低でも、年間を通した審査終了した特許出願は 50 万件とし、実用新案及び意匠出願については当年度の審査の出し入れのバランスが取れることとする。

― 審査期間を一層短縮させること。専利審査期間を引き続き短縮させる。2015 年には、特許の実体審査期間を 22 ヶ月前後まで短縮させ、実用新案及び意匠の審査終了期間はともに 3 ヶ月以内に保持し、再審と無効の審理終了期間はそれぞれ 12 ヶ月と 6 ヶ月に短縮させる。

― 審査品質の改善を続けること。審査品質管理システムを一層整備し、実体審査の品質を改善し続けることで、審査プロセスの公正性、審査結果の正確性、審査基準の適用の一致性を保証し、審査品質に対する社会満足度を安定して向上させ、世界のトップに並ぶ審査品質とする。

― 専利審査の社会サービス提供機能が効果的に発揮されること。専利審査のサービス提供力の構築を加速し、企業・事業単位での専利管理能力及び専利代理機構の業務能力が明らかに上昇し、専利分析が普及、展開され、専利審査業務の社会宣伝の前向きな効果が十分に現れるよう促し、イノベーション主体による専利出願が高品質で良構造となる方向へ発展するよう効果的に誘導する。

― 審査作業の国際的影響力が著しく増強すること。審査業務の国際協力が深まり発展し、審査業務の国際協力への関与能力が引き続き増強され、審査業務の国際協力による審査作業の発展へのサポート作用が著しく強化され、国際間の審査業務に関する国際規則の変革への対応力が著しく高まり、専利審査業務の国際的影響力が一層上昇する。

### 三、主な措置

「十二五」期間において、専利審査業務の指導方針を全面的に徹底して実行し、専利審査能力の向上、専利審査基準の整備、専利審査の質の向上を作業の中核として、

審査リソースに基づく社会サービス提供及び審査業務の国際協力を積極的に推進し、学術研究や審査業務管理能力と審査文化の構築、審査の人材育成を確実に行うことにより、計画における発展目標の実現に向けて努力する。

#### (一) 専利審査能力を大きく向上させること

専利審査の任務を完成すること。専利審査業務負担の変動や想定目標により、専利審査の年度プラン・任務を科学的に策定し、専利審査プラン・任務の分解と実行を強化し、審査リソースの配置・支援を適正に行う。専利審査任務の指定・算出ポリシーを整備し、専利審査業務の新情勢に応じて、専利審査業務量のバランス係数を科学的に調整する。人間本位、精確・効率化の原則に準じて、審査任務管理パターンのイノベーション創出により、年度審査任務変動制度を模索しながら、該当のインセンティブ策と関連付け、審査官が審査任務を超えて達成するよう奨励する。専利分類と産業との連結の原則に従い、審査人員と審査案件との動的かつ科学的な調整配置を目指し、柔軟で高効率な審査人員と審査案件の調整配置のスキームをより充実させ、資源配置のパターンを最適化し、案件調整配置システムのグレードアップと整備により、資源配置の効率を高める。

柔軟で高効率な審査方式を確立、整備すること。社会的ニーズに応じて、マルチルートな専利審査を実施し、グリーン技術、戦略的新興産業のコア技術等領域での専利審査のグリーン通路を設置する。全国内で巡回審査作業を行う専利巡回審査庁を30箇所ほど設立し、合理的に配置する。関連審査の方法を確立し、情報化管理手段を活用して一連の出願審査の効率と質を向上させる。在宅勤務・審査の試行と展開を確実に進める。

専利審査フローを最適化し続けること。専利審査フローの最適化継続プロジェクトを実施し、審査フローの設定を科学的に調整し、電子化審査システムを整備し、審査フローの運行効率を高め、電子化審査システムの友好性と使いやすさを改善する。審査業務運営管理プラットフォームを構築し、専利審査管理用サブシステムを整備した上で、専利審査フローの運営監視基盤の構築を強化する。フロー全体各部をカバーするような運営指標体制および運営監視スキームを確立し、審査業務運営へのリアル

タイム監視及び効果的な制御を実現する。専利審査における三つの情報化システムの機能を発掘し、情報化技術を十分に活用して審査補助ツールを開発することにより、作業効率と品質を高める。

審査全体の運営負担を軽減させる方法を探求すること。外部資源を積極的に開発し、全国を網羅する専利の受理・サービス提供機構を設立する。業務内容を拡充し、管理制度の規範化を図り、審査リソースの配置及び人材育成の統合化により、専利の受理や審査、サービス提供をバランス良く発展させることを実現する。専利費用徴収、専利助成等政策の調整・整備の促進を検討し、専利出願人が専利出願の質及び出願の構造に着眼するよう誘導する。

## (二) 専利審査基準をより完備すること

専利審査基準改正の制度・スキームを充実すること。専利審査基準を相談するための専門家制度を確立し、相対的に安定した専利審査基準向け専門家チームを築くことで、問題のフィードバックと収集を円滑に行うルートを構築し、専利審査基準の研究活動を継続的に進める。審査指南を動的に改正し、審査指南改正の公告を迅速に発表する。審査作業の発展上の必要に応じ、審査操作規程を迅速に整備する。

局内外における専利審査基準の執行・調整力を拡大すること。多岐に亘る方式や手段を全般的に運用し、局内での専利審査基準の講義・解説作業を確実にを行い、審査部署間や前後の審級間の日常的な業務交流のスキームを構築し、レベル別の審査業務検討活動を行うことにより、審査官の専利審査基準への理解の的確性及び基準執行時の一致性を向上させる。審査業務の連動のスキームを整備し、専利審査基準の執行・調整効率を向上させる。外部向け専利審査基準講義を積極的に推進し、法院や専利代理機構、イノベーション主体など各方面との交流を強化し、高効率な審査業務検討スキームを構築して、各方面における専利審査基準への理解の一致性を高め、専利審査基準の社会的影響力を強める。

## (三) 専利審査の品質改善を継続すること

審査の品質管理システムを整備すること。専利審査の品質に対する社会的フィードバックのルートを整備し、専利代理機構やイノベーション主体が共に参加するような審査品質共同改善のスキームを築き上げる。品質に関する後続審級からのフィードバックを強化し、異なる部署間の品質問題認定基準についての調整方法を改善する。審査品質評価システムを引き続き整備し、審査品質の管理の重点を明らかにする。局レベルの審査品質点検の作業パターンを改善し、局レベル品質点検部署としての審査品質に対する指導作用を強化する。特定項目における審査品質点検活動を定期的に実行することにより、共通する審査品質問題を集中解決する。審査品質方針を基礎に、審査品質管理ポリシーと制度との連動・整合を一層増強する。

審査品質のポジティブな誘導と奨励を強化する。審査品質方針、審査品質管理ポリシーと品質基準を宣伝、徹底し、公正なプロセス、一致した基準、正確な結果、適正な時間とした審査サービスを提供し、授権書類が明瞭で、保護範囲が適切であることを保証する。審査官が自発的に審査品質管理活動に関与するような環境作りを図り、多岐に亘る形の優良品質推進活動を行い、優秀事例による誘導力を拡大する。

審査品質のプロセス上の保障と制御を確実に強化する。審査部署が主体となって、実体審査の品質改善に重点を置き、的を絞った業務研修を実施する。産業界と連携を取りながら、専利審査および業界発展のための双方向の相談のスキームと専門家顧問バンクを設立する。専利審査基準の審査実務への根本的な指導作用を発揮するよう注力し、法規定の適用に関する審査手引き及び共通問題を克服するための操作手引きを提供する。審査過程における調査の品質向上を推し進める。出願人と審査官とのコミュニケーション経路の円滑化に注力し、面接審査制度を改善、整備する。

#### (四) 専利審査の社会サービスと宣伝を強化すること

企業・事業単位での専利管理能力促進プロジェクトを実施すること。企業・事業単位に対する専利管理の基本的サービス提供を強化し、モデル的な専利管理ツールの開発を実行し、知的財産権上の優位性を持つ企業での専利管理経験を総括し、一般に向けて企業専利管理実務指導マニュアルを作成、推進する。知的財産権試行拠点でのモデル構築作業に合わせて、専利事業交流ステーションや審査官実践基地、巡回審査

庁等のプラットフォームを基盤に、企業・事業単位向けの専利管理能力指導研修プロジェクトを実施することにより、審査官の技術的素質の向上、産業敏感度の増強とともに、審査官が企業・事業単位向けの専利知識の宣伝、専利運用法の普及、専利運用策の指導を実施するよう奨励、誘導する。

専利代理機構の業務能力促進計画を実施すること。専利代理機構の業務能力向上を促進する業務のスキームと作業経路を築く。審査部署が主体となって、専利代理機構の業務能力向上促進のために200名前後を抱える中堅チームを組成して、関連する研修プロジェクトの開発を進める。専利代理人の試験前研修の品質、専利代理に携わる能力・素質、専利戦略コンサルタント能力の向上に重点を置いて、専利代理機構の業務能力促進プランを実施し、200社ほどの専利代理機構をカバーしていくようにする。

専利分析及びその展開と応用を積極的に推進すること。専利分析作業のスキームを整備し、100名ほどの専利分析基幹要員を抱えるチームを育成、結成する。国の重要な経済・科学技術プロジェクトに合わせて、一部の重点領域を毎年選定し、専利分析・研究を進める。専利分析の普及・展開プロジェクトを実施し、普及性が良く、産業において参考価値の高い分野又は業種を選定し、普及のための専利分析報告を五年間に約50通発表する。当局の専門性、資源上の優位性を十分に発揮し、専利サービス提供機構を引率して、イノベーション主体に対し専利分析の成果を幅広く宣伝し、専利分析方法を展開させていく。

専利審査作業についての社会的宣伝を拡大すること。関連する社会的事件や社会的活動へ注意を払い、常態化する審査業務の社会的宣伝スキーム及び関連する突発的事件への対応スキームを構築、整備する。公共・主流メディアを十分に活用して能動的に方向付け、専利審査に関する前向きな世論の醸成を図る。「4・26」知的財産権宣伝ウィークや中国専利ウィーク等プラットフォームを十分に活用して、年間中国優秀専利100件の発表、審査官が見るイノベーション、専利制度と経済発展方式の転換等を含める宣伝ブランドを確立していく。

専利相談サービスをきちんと提供すること。専利出願事務取扱い時の透明度と便  
利度を高め、電子化審査システム対外照会用サブシステムを整備し、審査情報照会サ  
ービスを提供する。専利相談サービスの提供スキーム及びインフラ構築の整備から着  
手して、相談サービス提供手段を改善し、相談サービス提供能力を向上して、一般向  
けワンストップ式サービス提供用窓口を設置する。

#### (五) 審査業務の国際的影響力を持続的に増強すること

実務的な姿勢で審査業務の国際協力に関与すること。世界知的所有権機関との審  
査業務領域での協力を深め、優先権書類デジタル化照会サービス提供プロジェクトの  
円滑な進展を推進し、迅速に補充国際調査サービスを提供し、そのサービス提供の範  
囲を一層に拡大する。五局協力案件へ積極的に関与し、二国間及び地域での審査業務  
協力を引き続き強化し、共同調査と審査、審査官相互派遣や審査官シンポジウムなど  
の協力プロジェクトを掘り下げて展開する。ワークシェアリング等に関する協力を緊  
密にフォローし、探求する。わが国企業の海外出願に向けた情報交換及び業務指導用  
プラットフォームを構築する。

審査業務の国際協力能力の構築を強化すること。当局の審査業務リソースを充分  
に活用し、審査業務国際交流協力チームの結成を強化する。審査業務と国際協力との  
相互支援を増進し、審査業務国際協力プロジェクトの管理・調整を拡大し、該当業務  
のスキームの構築・整備を積極的に推進する。審査業務に関連する国際規則及び国際  
協力基盤への研究を深め、審査業務に関連する国際規則の変動への対応策を確実に研  
究し、審査業務の国際協力の成果の交流・活用を強化する。審査業務の国際交流の人  
材育成を共同推進し、審査業務の国際協力に関与する人材・要員の素質と能力を高め  
る。

#### (六) 学術研究のレベル向上に注力すること

より一層開放される高効率な学術研究管理体制を構築すること。学術研究プロジ  
ェクトの統合・調整を拡大することにより、提案項目の統一及び成果の共有化確保に  
重点を置き、研究プロジェクトの統合・一元管理スキームを確立し、当局での学術研  
究の高効率かつ全面的な発展を実現する。研究管理の効率向上を中心に、研究管理パ

ターンのイノベーション創出に取り組み、研究管理階層を一層明確化し、学術研究管理制度の構築を強化して、関連政策との連動化・セット化を確実に進める。情報の完備化、利用の便利化とする学術研究交流プラットフォームを構築し、学術情報リソースを統合し、研究成果の発表スキームを整理して、学術成果の展開時の即応性と有効性を高める。研究要員や研究成果に関する対外的交流を進め、局外の研究機構との掘り下げた協力を推進し、学術研究の影響力を向上させる。

重点が置かれる研究分野でのブレークスルーを実現すること。専利審査業務上の重要・肝要な問題を中心に早期に調整し、サポートと管理を拡大し、理論及び実務の両方から、実状に踏まえて重要問題についての特定プロジェクト研究を行う。当面の発展フェーズに適した専利制度と審査制度の研究、審査政策と国の関連政策との連動化の研究、専利出願件数・品質と現段階での経済発展水準とのマッチ度の研究に重点をおいて取り組み、将来に向けた審査業務運営パターン及び管理パターンなどの重点的研究プロジェクトを実行する。

#### (七) 審査業務マネジメント力及び審査文化の構築を展開すること

審査業務マネジメント力の構築を強化すること。専利審査についての考え方を更に整理し、管理階層の位置づけを明確にして、総合部署で考えや支援策を取り仕切り、業務部署で執行と実務面の責任を負い、処・室で業務支持作用を発揮するような作業上の枠組みを形成する。専利審査業務の価値理念の面的反映及び人間本位の考え方に基づき、管理面の各種政策・措置を整備し続け、政策の目標方向が一致し、業務の発展に適するような政策体制を形成し、政策・措置の実行監督を強化する。政策の価値指向性の誘導を強化し、業務部署の指導者の責任意識と統合調整能力を強化して、処級幹部としての基盤的作用を十分に発揮する。職場への愛着、業務を大切にすることを育てる教育を実施し続け、主業である専利審査へのインセンティブを強化し、各審査業務間のバランスを維持する。

審査文化の構築を掘り下げて実施すること。当局の思想・政治面の取り組み及び機関文化の構築に関する全般の枠組みに基づき、審査部署を主体とする業務体制を形成し、専利審査業務の実状に適する審査文化形成推進プランを研究、策定する。専利

審査の中核的価値理念の育成に注力し、全局を取り巻く審査文化の構築活動を行い、審査職場としての達成感、帰属感、幸福感を高める。審査部署単位で各種の文化形成活動を実行し、活力を呼び起こすことを根本とし、調和的で愉快かつ前向きなムードを積極的に醸成する。

#### (八) 人材育成を全面的に強化すること

審査人材を発展させて増員すること。審査業務負担による審査人員の増加の必要に応じて、審査人材の拡大・増員プランを策定し、実行可能な組織管理のパターンとプランを検討する。人員募集・採用管理制度を整備し、審査業務負担の増加状況に即して、必要な審査人員を迅速に補足する。2015年までには、審査官チームが9000人前後の規模となるようにする。事業の発展上で異なるタイプの人材に対するニーズに応じて、経済・科学技術面政策のバックグラウンド又は科学技術プロジェクト管理経験を持つようなハイエンドな人材を適宜導入し、人材導入の質と構造を最適化し続ける。総合管理及び支持部署での人員規模を適宜拡大する。

人材のタイプ別育成を実施すること。専利審査の中長期人材育成計画を策定、実施し、人材成長育成スキームを整備し、人材のタイプと人材の組織編成が縦横融合するような育成スキームを形成する。人材タイプ別育成プロジェクトを実施し、局全体でチーム引率人材は100名前後、高級人材は400名前後、中堅人材は1000名前後を育成して組織編成を築きあげる。重大案件と重要職場を通して、人材チームを育成し、重要分野においては人材の集約領域を形成する。研修の現状及び研修ニーズを十分に把握した上で、審査官研修体制を徐々に改善していくことにより、部・処二級の研修により多くの研修リソースを提供し、審査官の技術的素養と法律上の素養を確実に高める。

人材の管理パターンを更に最適化すること。人材の抜擢と使用管理の制度を整備し、審査人材の配置と管理を確実に行う。審査官に対する完備な科学的評価制度の整備に注力し、審査官への総合的な奨励・制限スキームを整備し、前向きな奨励をメインとする業務ムードを築き上げる。各タイプの人材に対する科学的な管理課題を体系

的に研究し、個々人の成長と発展に注目する。人員間の交流、とりわけ審査業務幹部の交流と一時兼務を拡大していく。

#### 四、基礎条件の保障

専利審査業務の発展上の要求に積極的に対応して、基盤構築のスキームを強化し、基礎的保障スキームを充実させ、財務・物力上の保障及び情報化構築面でのサポートを適切に行う。

##### (一) 財力資源の保障水準を向上すること

各種の付随・特定プロジェクトの資金支援を積極的に取得し、財務リソースの保障と専利審査業務負担に同調して増加するスキームの構築を推進する。予算編成の科学性、規範性の向上に注力し、特定プロジェクト資金の使用管理制度を整備する。予算執行手続を規範化し、予算執行への監督と評価を強化して、資金利用効率をより一層高める。

##### (二) 専利審査用インフラ建設に努めること

インフラ面の保障と専利審査業務発展との協調連動を強化し、専利審査業務の発展上のニーズを主軸に、計画の先行と部署の統合に努める。専利審査業務用執務室及び社会的リソースの確保能力の構築を推進し、増員審査官の執務用オフィスを迅速に確保し、関連する付随的な社会的リソースを統合、調整する。審査運営管理パターン、審査制度方式のイノベーション創出のニーズに合わせて、必要な基礎条件の保障を提供する。

##### (三) 専利審査業務情報化を安定して推進すること

専利審査業務上のニーズと情報化システム開発との連結連動スキームを構築し、専利審査業務上のニーズに対する情報化構築の対応能力を高める。電子化審査システムや専利検索・サービス提供システム、意匠図形検索システム、審査業務運営管理プ

プラットフォーム、学術交流プラットフォーム等の整備とグレードアップの継続化をサポートし、専利審査補助ツールの知能化を全面的に向上させることで、専利審査の品質と効率の向上の継続化に対し技術上の保障を提供する。機械翻訳システムを継続的に改善し、審査官の外国語文献閲覧効率を高める。専利審査フローのデータの的確性と完全性を向上し続け、専利審査の検索用リソースの収集、加工、応用の水準を高めていく。

## 五、手配・実施

当計画はこれから五年先の専利審査業務の全般的な枠組みとして、全局の発展に関係する。計画実施面の調整・指導を強化し、計画の実施ロードマップに従い、執行面の調整及び評価面の調整を強化して、計画目標の円滑な達成を確保しなければならない。

### (一) 計画実施の手配・指導の強化

局の該当部門が計画の実施を統合・調整し、共同で任務分掌を確定し、責任部署を明確にする。専利審査業務部門が実施の主体となり、総合管理部門がリソースの確保と政策面のサポートを提供する計画実施パターンを形成する。年間の専利審査業務プラン及び専利審査業務のポイントを制定した上、各関連部門で明確な分掌、協働連携の原則に準拠して、計画の実施と徹底を共同推進する。

### (二) 計画実施のロードマップの策定

統合・調整、ステップ別に推進するとの原則に準拠して計画を実施する。2013年には、基礎的作業に重点を置いてしっかりと実施しながら、制度・スキームのイノベーション創出にブレークスルーを図る。2015年には、各種の任務を全面的に徹底して、計画目標の円滑な達成を確保する。

— 2011年～2013年は、基礎的作業の全面的展開、制度・スキームの改革イノベーションの段階。

新たな審査業務運営管理のスキームがほぼ形成され、審査 任務管理パターンの最適化と調整が初期的に完成し、専利審査処理能力が年々拡大し、実際の審査期間が審査期間の全般目標に近づいている。審査業務運営管理プラットフォームが初歩的に構築され、専利審査フローの最適化について段階的に進展しており、各種の新規審査パターンが確立され、運用開始となっている。専利審査基準の改正・整備制度とスキームが適切に充実され、有効に運営している。審査品質管理体制がより充実され、前向きな誘導と自己改善を融合する品質管理パターンが確立され、審査品質のプロセス管理及び結果管理がより科学的なものとなっている。

一定の規模を持つ社会サービス提供チームが結成、形成され、社会サービス提供スキームが一層充実され、一定の件数かつ一定の社会的影響力を有する審査サービス提供プロジェクトが完了している。審査業務国際協力の業務スキームが更に整備、充実され、関連する審査協力案件が実質的に推進されている。審査業務の研究への管理制度・スキームの運営が一層円滑になり、重点的な基礎研究プロジェクトに実質的な進展が図られている。人材の開発と管理では専利審査業務上のニーズに適合しており、縦横融合した人材タイプ別育成スキームが初期的な形を整え、人材の素質と能力が向上し続けている。管理政策の誘導作用が明らかになり、思想・政治面での取り組み及び機関文化の構築において著しい成果が得られている。

— 2014 年—2015 年は、基礎業務の固着、向上、任務の目標の全面的な実現段階。

審査業務の運営が安定し、効率が高く、予定した審査期間の目標が期限どおりに実現している。新たな審査パターンの効果と利益が十分に現れている。審査基準と品質管理はより科学的なものとなり、審査官が品質改善の主体になり、審査品質に対する社会満足度が一層に向上している。

社会サービス提供能力が明らかに向上し、各種サービス項目で予期した効果に達成している。審査業務国際協力の影響力が著しく強まってくる。審査業務の研究能力がさらに高まり、一部の重要かつカギとなる課題において重要な成果が得られている。人材の素質・能力が事業発展上のニーズに概ね満足しており、人材構造がより合理的

なものとなり、重要領域においてチーム引率人材が育成されている。事業上のカリスマ性と凝集力を持つ思想文化が広く浸透している。

### (三) 計画実施の監督・評価及び動態の調整に努めること

計画の実施中の監督・評価を確実に実施し、各種任務措置を評価する節目を明確にし、重大プロジェクトの執行と完成を監督する。計画・実施の動的調整スキームを確立し、環境や情勢の変動及び計画の実施中の問題に応じて、迅速に必要な調整を行う。